

上尾市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に関する市民コメント結果

上尾市市民コメント制度要綱に基づき、上尾市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の市民コメントを実施したことから、以下のとおり結果を報告いたします。

○実施期間：令和8（2026）年1月31日～令和8（2026）年2月28日

○対象者：市内に在住、在勤、在学の人

市内に固定資産または事務所・事業所を有する人

この計画に利害関係を有する人

○実施方法：計画（案）・意見書を公共施設へ設置、ホームページに掲載

○設置場所：健康増進課（健康保健センター）、情報公開コーナー、
各支所・出張所・公民館

○実施結果

1. 提出の方法と人数

提出方法	提出人数	摘要
1. 直接窓口	0人	
2. メール	1人	
3. 回答フォーム	0人	
4. ファックス	1人	
5. 郵送	0人	
6. その他	0人	
合計	2人	

2. 意見の種別と件数

意見種別	意見件数	主旨
ワクチン	3件	・ワクチン接種への補助について ・ワクチンの準備について ・新型コロナ禍におけるワクチン被害について
その他	1件	・新型コロナ禍における緊急事態宣言の妥当性等について
合計	4件	

3. 意見と回答

ご意見がある箇所		ご意見・ご提案	回答 (市の考え方)
頁	項目名		
	記載なし	<p>感染者数を減らすための取り組みとして、子ども、とりわけ未就学児へのワクチン接種補助を提案する。小さな子どもはマスク着用・互いに距離を取るなどの感染対策が難しく、幼稚園、保育所、小学校が感染拡大のハブとなっている構造がある。家庭内でも対応は難しく、幼稚園でもらってきたインフルエンザで一家全員が感染した経験がある。現状は高齢者のインフルエンザ・新型コロナウイルスワクチン接種に補助が出ているが、感染者を減らすための取り組みという観点ではむしろ子どものワクチン接種にこそ補助を出すべきだと考える。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策行動計画は、毎年流行を繰り返すインフルエンザのウイルスと抗原性が大きく異なる、新型のウイルスによるインフルエンザ等に対する計画です。</p> <p>先般のコロナ禍において、ワクチン接種を特例臨時接種として無償で行った例を鑑みると、予防接種法第6条に該当する新興感染症が発生した場合は、無償接種となる可能性も考えられますが、原則として、国・県の方針に沿った対応になると想定されます。</p>
4/36 2 海外発生期 ⑦特定接種開始 (原文ママ)		<p>海外で発生した新型インフルエンザ等に対応するワクチンがそれほど早く準備できるのか。</p>	<p>本行動計画第3部第4章「ワクチン」第3節対応期(2)「所要の対応」に記載のとおり、ワクチンについては、国から各市町村に割り当てられた量の範囲内で接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行うことになっています。</p>

ご意見がある箇所		ご意見・ご提案	回答 (市の考え方)
頁	項目名		
4/36 3 国内発生期 ⑫住民接種開始 (原文ママ)	今回のコロナワクチンにより医療関係者で亡くなられた方や後遺症で苦しんでいる人が多いと聞いている。ワクチンの安全性が検証されることが一番だと思う。国が補助金を出して mRNA ワクチン製造工場を建設。今後はほとんどのワクチンが mRNA 型になると聞いている。ワクチンと言われる遺伝子製剤は成功したことがないと研究者が言っている。すべてがワクチン接種で解決できると考えられている。このような行動計画案を作る前に今回のワクチン被害の実体を明らかにし見直してもらいたい。	本行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条に基づき、市町村が策定することが義務付けられているものです。また、ワクチン接種等に関しては、予防接種法や予防接種に関するガイドライン、その他国の指針や制度に基づき対応することとなります。	
⑩「緊急事態宣言」の発令 (原文ママ)	今回のコロナでの「緊急事態宣言」は正しかったのか。住民の不安をあおり、外出規制によって失った経済、健康被害等、見直しが必要だと思う。	緊急事態宣言は新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき政府対策本部長が行うこととされています。また、市民生活や地域経済については、本行動計画第 3 部第 7 章「市民生活及び地域経済の安定の確保」に沿い、適切に対応してまいります。	